

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
5	記録項目	(電算処理ファイル) 1 許可番号、2 許可月日、3 種類、4 氏名又は名称、5 法人代表者、6 営業所名称、7 営業所所在地、8 交付番号、9 営業の種別、10 届出番号、11 宣伝呼称、12 受付電話番号・ホームページアドレス、13 映像伝達用設備を識別するための電話番号等 (マニュアル処理ファイル) 13 許可上申等警察署、14 行政処分等の区分、15 営業停止等の期間、16 送致又は調査終了から処分までの日数、17 併設営業の停止処分の有無、18 送致の有無、19 法人・個人の別、20 法人の所在地、21 違反態様等、22 代表者又は経営者の性別、23 代表者又は経営者の生年月日、24 代表者又は経営者の本(国)籍、25 代表者又は経営者の住所、26 管理者の氏名、27 管理者等の性別、28 管理者等の生年月日、29 管理者等の本(国)籍、30 管理者等の住所、31 役員の氏名、32 役員の性別、33 役員の生年月日、34 役員の本(国)籍、35 役員の住所、36 客の依頼を受ける方法、37 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、38 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、39 自動公衆送信装置設置者の住所、40 認定番号、41 開始届出番号、42 届出確認書等の書面の種別、43 届出確認書等の交付年月日、44 届出確認書等の交付番号、45 受付所、待機所の別、46 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、47 行政処分番号
6	記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請等その他法令に基づき収集する。
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	警察庁
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 津市栄町一丁目100番地
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	風俗営業者等に係る4、5、6、20、25、26、30、31及び35の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法会施行規則(昭和60年国家公安委員会規

		<p>則第1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。</p> <p>風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る4、5、6、20、25、26及び30の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。</p> <p>風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る4、5、7、11、12、20、25、36及び45の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。</p> <p>風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る4、5、7、11、12、20、25、37、38、39、46の訂正は同条第2項及び規則第59条による。</p> <p>風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る4、5、6、20、25の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 〒514-8514 津市栄町一丁目100番地	
15	行政機関等匿名加工情報の概要		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18	備考	記録項目のうち、マニュアル処理ファイルに該当するものについては紙媒体で保存されている個人情報ファイルであつて、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工できない。	